

「東京大学新聞」定期購読規約

第1条 (目的)

この規約は、公益財団法人東京大学新聞社（以下「当社」といいます）が発行する「東京大学新聞」（以下「本紙」といいます）の定期購読契約に関する事項を定めるものです。

第2条 (契約の成立)

定期購読契約は、お客様が、当社に対し、当社の指定する方法でお申し込みいただき、当社がこれを承諾することで成立します。定期購読契約の内容は、別途の合意がない限り、この規約に従うものとしします。

第3条 (発送方法等)

- 1 当社は、本紙を、お客様が指定された送付先（日本国内に限り、以下同じ）宛に、発行日までに、郵便又はこれに準ずる方法により発送します。
- 2 輸送事情等により、送付先への到着が遅れる場合もあります。

第4条 (送付先等の変更)

- 1 本紙の送付先の変更を希望される場合は、発行日の14日前までに、郵便、ファクシミリ、電子メールその他当社の指定する方法で、変更内容をご通知ください。
- 2 前項のほか、当社にお届出済みのお客様のご住所、電話番号等の情報につき変更を希望される場合も、郵便、ファクシミリ、電子メールその他当社の指定する方法で、速やかに変更内容をご通知ください。
- 3 本条のご通知がなかったことでお客様が何らかの不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第5条 (定期購読料金及び購読期間)

- 1 本紙の定期購読料金（送料込み）及び購読期間は、原則として次のとおりとします。
 - ① 一般1年間・7,400円
 - ② 一般2年間・14,400円
 - ③ 東大生限定2年間・10,200円
- 2 定期購読料金は、郵便振替その他当社の指定する方法で、所定の期限までにお支払いください。

第6条 (お客様からの中途解約)

- 1 定期購読契約の中途解約を希望される場合は、発行日の30日前までに、郵便、ファクシミリ、電子メールその他当社の指定する方法でご通知ください。
- 2 前項の場合、当社は、お支払いいただいた定期購読料金から、本紙1号当たりの通常価格（送料込み620円）に発送済みの本紙の号数を乗じた金額及び解約手数料（500円）を控除し、残額を銀行振込その他当社の指定する方法で返金します。

第7条 (当社からの解除)

次のいずれかに該当する場合、当社は、お客様に別途の催告等することなく、定期購読契約を解除することができます。この場合、お支払いいただいた定期購読料金は返金しません。

- ① 所定の期限までに定期購読料金のお支払いがないとき
- ② 本紙が2号連続で送付先に到着しなかったとき

第8条 (自動更新)

購読期間満了の日の30日前までに、当社及びお客様のいずれ

からも反対の意思表示がなかった場合、定期購読契約は、同一の期間及び条件をもって更新されるものとします。

第9条 (発行日等の変更)

当社は、編集上その他の理由により必要がある場合、本紙の発行日、発行頻度、判型、1号当たりの通常価格、紙名、内容等を変更することがあります。この場合、お支払いいただいた定期購読料金は原則として返金しません。

第10条 (休刊等)

当社が編集上その他の理由によりやむを得ず本紙を休刊、廃刊等する場合は、お支払いいただいた定期購読料金を月割で精算し、残額を銀行振込その他当社の指定する方法で返金します。

第11条 (規約の変更)

当社は、必要があるときは、民法の定型約款に関する定めに基づき、本規約を随時変更することができます。

第12条 (変更等の周知方法)

第9条から前条までの場合、当社は、当社ウェブサイト (<https://www.todai.shimbun.org/>) への掲載その他適切な方法により、あらかじめその内容及び時期を周知するものとしします。

第13条 (個人情報の取扱い)

当社は、お客様の個人情報を、本紙の送付、当社からの事務連絡、各種ご案内、アンケート、当社の経営及びサービス向上のための調査・研究に利用するほか、法令の定めによる場合を除き、お客様の同意なく第三者に提供することはありません。

第14条 (管轄)

本契約に関連して当社とお客様との間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。